

鳥取県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第33号

鳥取県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前																												
<p>（県統計調査の実施）</p> <p>第3条 条例に基づいて知事等が行う県統計調査は、定期に又は継続的に実施するものは次の表のとおりとし、それ以外のものは知事等が告示で定める。</p>	<p>（県統計調査の実施）</p> <p>第3条 条例に基づいて知事等が行う県統計調査は、定期に又は継続的に実施するものは次の表のとおりとし、それ以外のものは知事等が告示で定める。</p>																												
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>目的</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>青少年育成意識調査</td><td>青少年及び成人の意識並びに行動を調査することにより、その実態を的確に把握し、過去に実施した調査結果との時間的変容を解明し、もって青少年施策の基礎資料を得ること。</td></tr><tr><td>男女共同参画意識調査</td><td>男女平等に関する意識、実態等について把握し、男女共同参画施策の検討に必要な基礎資料を得ること。</td></tr><tr><td>山間集落实態調査</td><td>過疎化、高齢化の進展が著しい山間地域における住民の日常生活の状況を、県及び当該市町村が把握すること。</td></tr><tr><td>外国人登録統計調査</td><td>県内在住外国人の登録者数等の状況を把握し、各種在住外国人施策の立案に係る基礎資料を得ること。</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>住生活総合調査</td><td>略</td></tr></tbody></table>	名称	目的	略		青少年育成意識調査	青少年及び成人の意識並びに行動を調査することにより、その実態を的確に把握し、過去に実施した調査結果との時間的変容を解明し、もって青少年施策の基礎資料を得ること。	男女共同参画意識調査	男女平等に関する意識、実態等について把握し、男女共同参画施策の検討に必要な基礎資料を得ること。	山間集落实態調査	過疎化、高齢化の進展が著しい山間地域における住民の日常生活の状況を、県及び当該市町村が把握すること。	外国人登録統計調査	県内在住外国人の登録者数等の状況を把握し、各種在住外国人施策の立案に係る基礎資料を得ること。	略		住生活総合調査	略	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>目的</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>青少年育成意識調査</td><td>青少年及び成人の意識並びに行動を調査することにより、その実態を的確に把握し、過去に実施した調査結果との時間的変容を解明し、もって青少年施策の基礎資料を得ること。</td></tr><tr><td>山間集落实態調査</td><td>過疎化、高齢化の進展が著しい山間地域における住民の日常生活の状況を、県及び当該市町村が把握すること。</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>住宅需要実態調査の拡大調査</td><td>略</td></tr></tbody></table>	名称	目的	略		青少年育成意識調査	青少年及び成人の意識並びに行動を調査することにより、その実態を的確に把握し、過去に実施した調査結果との時間的変容を解明し、もって青少年施策の基礎資料を得ること。	山間集落实態調査	過疎化、高齢化の進展が著しい山間地域における住民の日常生活の状況を、県及び当該市町村が把握すること。	略		住宅需要実態調査の拡大調査	略
名称	目的																												
略																													
青少年育成意識調査	青少年及び成人の意識並びに行動を調査することにより、その実態を的確に把握し、過去に実施した調査結果との時間的変容を解明し、もって青少年施策の基礎資料を得ること。																												
男女共同参画意識調査	男女平等に関する意識、実態等について把握し、男女共同参画施策の検討に必要な基礎資料を得ること。																												
山間集落实態調査	過疎化、高齢化の進展が著しい山間地域における住民の日常生活の状況を、県及び当該市町村が把握すること。																												
外国人登録統計調査	県内在住外国人の登録者数等の状況を把握し、各種在住外国人施策の立案に係る基礎資料を得ること。																												
略																													
住生活総合調査	略																												
名称	目的																												
略																													
青少年育成意識調査	青少年及び成人の意識並びに行動を調査することにより、その実態を的確に把握し、過去に実施した調査結果との時間的変容を解明し、もって青少年施策の基礎資料を得ること。																												
山間集落实態調査	過疎化、高齢化の進展が著しい山間地域における住民の日常生活の状況を、県及び当該市町村が把握すること。																												
略																													
住宅需要実態調査の拡大調査	略																												
2 及び 3 略	2 及び 3 略																												
4 知事等は、第1項の表に掲げる県統計調査のうち	4 知事等は、第1項の表に掲げる県統計調査のうち																												

<p>次の各号に掲げるものを行う場合には、それぞれ当該各号に掲げる方法により実施するものとする。この場合において、報告を求めるときに必要なときは、質問することにより行う方法を併用するものとする。</p> <p>(1) 県民健康栄養調査及び<u>住生活総合調査</u> 前項第1号に掲げる方法</p> <p>(2) 製造業流通調査、<u>男女共同参画意識調査</u>、<u>外国人登録統計調査</u>及び産業廃棄物実態調査 前項第2号に掲げる方法</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>5 略</p>	<p>次の各号に掲げるものを行う場合には、それぞれ当該各号に掲げる方法により実施するものとする。この場合において、報告を求めるときに必要なときは、質問することにより行う方法を併用するものとする。</p> <p>(1) 県民健康栄養調査及び<u>住宅需要実態調査の拡大調査</u> 前項第1号に掲げる方法</p> <p>(2) 製造業流通調査及び産業廃棄物実態調査 前項第2号に掲げる方法</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>5 略</p>
---	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。